

●香川県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年8月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第3号字関 660番3地先から 高松市塩江町安原下第3号字関 668番5地先まで	11.5～16.5	32	平成15年香川県告示第330号 で変更した区域の一部及び平 成29年香川県告示195号で変 更した区域

- 4 供用開始の期日 平成29年8月4日